「府中町ふるさと魅力発信事業者」募集要項

1　目的

府中町へ寄附をした町外在住の寄附者の方へ贈呈する返礼品（地元特産品等）を提供する府中町ふるさと魅力発信事業者（以下「魅力発信事業者」という。）を募集します。

府中町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）による府中町へのふるさと応援の推進と地元特産品等を通じた府中町の魅力発信を目的としています。

2　対象事業者等

各種法令等に従った生産・製造・販売等を行っている者で、「３　返礼品の要件」に該当する返礼品を継続して提供する者。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

・政治活動、宗教活動又は不当な営業活動を目的としているとき。
・町税を滞納しているとき。
・暴力団員等の関係者であるとき。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
・その他町長が魅力発信事業の運営上支障があると認めるとき。

3　返礼品の要件

（１）府中町の魅力発信（ＰＲ）につながるもので、総務省が定める地場産品基準に適合する返礼品であること。（別紙参照）
（２）安定的な供給が可能なものであること。ただし、季節限定品や数量限定品など寄附者に対して、あらかじめ数量等の周知ができるものは可能とします。
（３）全国への発送に耐えうる物であること。
（４）町からの依頼後、速やかに発送ができること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、１週間以上の消費期限が保証されるものであること。

※魅力発信事業者として登録することができる返礼品は、１０品目を限度とします。

4　返礼品等に対する町負担金

返礼品の実額（申請書に記載した額）及び送料等について、町が負担します。

送料等は、梱包及び送付に要した経費の実額とし、寄附額の 15/100 を上限とします。（寄附額は、返礼品の実額、発送費用、梱包代等を勘案して設定します。）

5　魅力発信事業者のメリット

事業者名・商品等のＰＲによる販売促進等

魅力発信事業者は、府中町のホームページに返礼品を掲載することができるほか、ふるさと納税ポータルサイトに商品が掲載され、全国に広告効果が期待できます。

また、返礼品の発送時に商品カタログ・チラシ等を同梱することにより、返礼品以外の商品もＰＲを行うことができます。

5　応募方法

別紙「府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書」（様式第１号）に必要事項を記入し、パンフレット・画像データ等資料を添付のうえ、府中町財政課まで提出してください。また、府中町ホームページの電子申請フォームから申請することもできます。

【提出書類】

①府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書（様式第１号）
②登録申請に係る誓約書
③返礼品のパンフレット、写真、画像データ等
※画像データはメールにデータを添付又はＣＤ－Ｒ等記録媒体にデータを保存して提出してください。

7　決定方法

申請内容や事業活動等を総合的に判断して、魅力発信事業者を決定し、その結果を通知します。※場合によっては、返礼品の現物の提供をお願いすることがあります。

8　個人情報の取扱い

魅力発信事業者は、寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品を送付する以外の目的に使用することはできません。

ただし、商品パンフレット等の同梱により、改めて寄附者から魅力発信事業者へ商品の申請があり、入手した個人情報は対象となりません。

9　その他留意事項

（１）魅力発信事業者は、あらかじめ登録した返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ申し出てください。
（２）魅力発信事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情・問い合わせ等あった場合は、真摯に対応するとともに、内容を町へ報告するものとします。また、品質等によるクレームや保証は魅力発信事業者で対応することとし、町は一切責任を負いません。
（３）町は、一旦登録した返礼品について、要件に適合しなくなったと認めた時は、有効期間内であっても登録を取り消す場合があります。
（４）魅力発信事業者は、「府中町ふるさと応援寄附金要綱」「府中町ふるさと魅力発信事業実施要綱」を遵守してください。
（５）その他不明な点は、下記までお問い合わせください。

１０　応募・お問い合せ先

〒７３５－８６８６　安芸郡府中町大通三丁目５番１号
府中町役場　財政課
TEL　０８２－２８６－３１３２　FAX０８２－２８７-２６６８
E-mail zaisei@town.fuchu.hiroshima.jp

【地場産品類型】

別添様式の「地場産品基準のうち該当する類型」については、平成31年総務省告示第179号第５条に掲げる地場産品基準に基づき、以下から選択すること。

１・・・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
２・・・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
３・・・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
３イ（熟成肉）・・・地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
３イ（精米）・・・・地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
３ロ（企画立案）・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
４・・・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合にる。）であること。
５・・・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
６・・・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
７・・・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
７の２（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
７号の３イ五万以下（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。
７号の３ロ該当地域（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。
７の４（電気）・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
８イ・・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
８ロ・・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。
８ハ・・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
９・・・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
〜〜〜
99・・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第５条柱書き）（例：〇〇pay商品券、△△Pay）
セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。